

第Ⅰ章

策定にあたって

2) 調布市の下水排除方式

調布市の下水排除方式は、そのほとんどが家庭等から排水された汚水と雨水を同じ下水道管に流す「合流式下水道」を採用しており、市内の下水道管のうち92.9%を占めています。

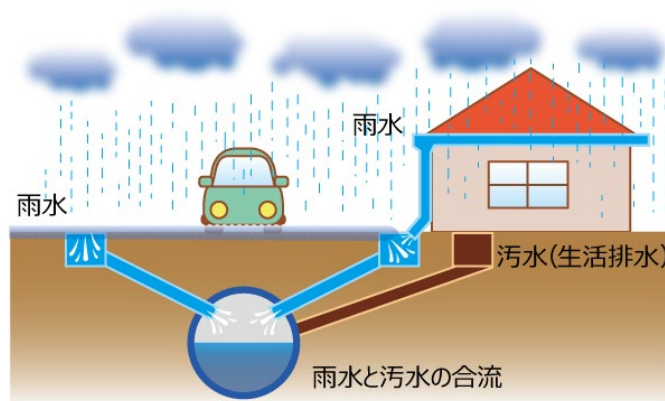


図 1-2 合流式下水道のイメージ図

残る7.1%は、汚水と雨水を別々の下水道管に流す「分流式下水道」です。市内では、西町及び野水地区(野水処理分区)並びに緑ヶ丘地区(入間川処理分区仙川小処理分区)で分流式下水道を採用しています。

西町及び野水地区は、調布基地跡地の土地利用計画が確定し、将来的に宅地化されることとなった場合、地形的には雨水を野川に排除できることから、汚水のみ受入可能となっています。しかしながら、東京都における野川の改修が完了していないため雨水管は整備できず、現時点で雨水の排除は浸透によるものとなっています。

緑ヶ丘地区は、街路網の計画が完了し、整備が容易な状況であったことに加え、仙川が改良され雨水を地形的にも速やかに排除できることから、分流式としています。なお、緑ヶ丘地区は周辺よりも地形が低くなっていることから、仙川沿いに汚水ポンプ場(仙川汚水中継ポンプ場)を設置し、下水をポンプで圧送して下水道幹線へ送り届けています。仙川汚水中継ポンプ場は、稼働停止し下水の処理ができなくなることはないよう、有人監視により24時間365日稼働しています。

※汚水ポンプ(排水能力4.55m³/分)3台設置。晴天時排水能力は5,760m³/日。汚水流入量は744,876m³(1日平均2,035m³) (令和元年度実績)



建物外観



ポンプ室

図 1-3 仙川汚水中継ポンプ場

3) 調布市下水道事業のこれまでの取組

調布市の下水道事業は、昭和 43(1968)年 2 月に公共下水道事業計画の認可を受け整備に着手し、昭和 47(1972)年 6 月の多摩川流域下水道(野川・調布両幹線)の完成に伴い、下水道の供用を開始しました。

また、昭和 62(1987)年度に下水道処理人口普及率 100%を達成しました。

- 昭和 43(1968)年 2 月 公共下水道事業計画の事業認可を取得
- 昭和 44(1969)年 4 月 下水道事業特別会計を設置
- 昭和 46(1971)年 6 月 市内全域の 1,955ha に事業認可区域を拡大
- 昭和 47(1972)年 6 月 多摩川流域下水道(野川・調布両幹線)の完成に伴い、
公共下水道供用開始(下水道使用料徴収開始)
- 昭和 52(1977)年度 仙川汚水中継ポンプ場完成
- 昭和 63(1988)年 3 月 下水道処理人口普及率 100%達成

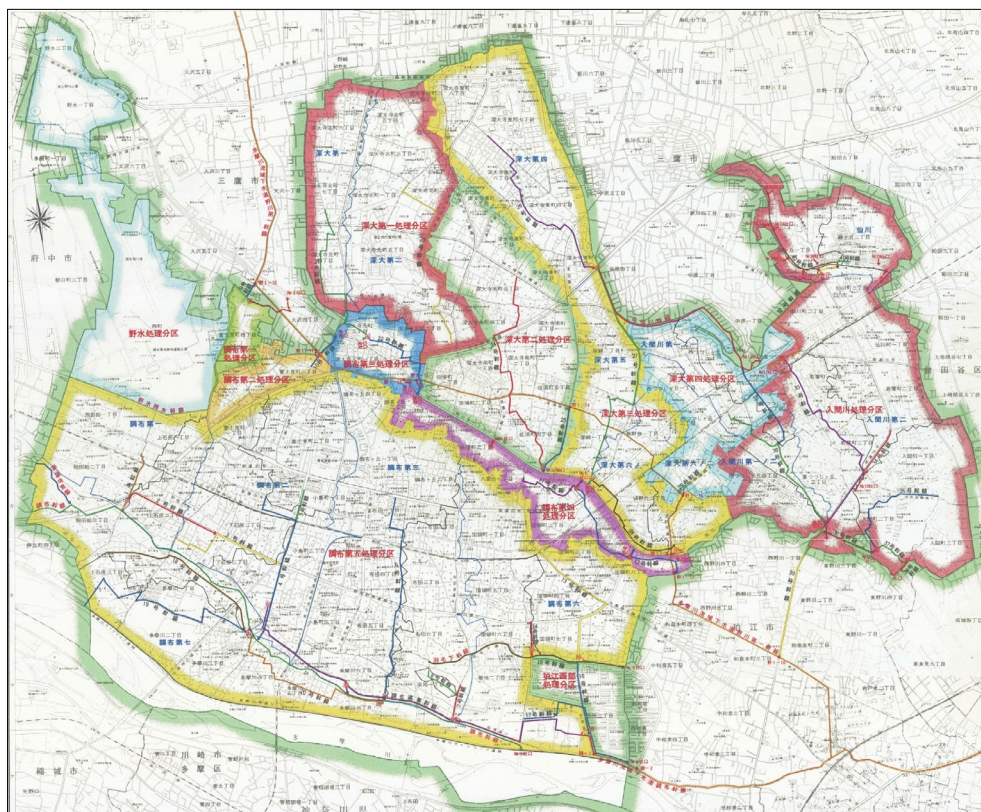


図 1-4 公共下水道区域図と幹線系統

その後は、整備した下水道施設の維持管理が中心となる中、雨水浸透施設設置、合流式下水道改善、地震対策、長寿命化対策など、様々な施策に取り組んできました。

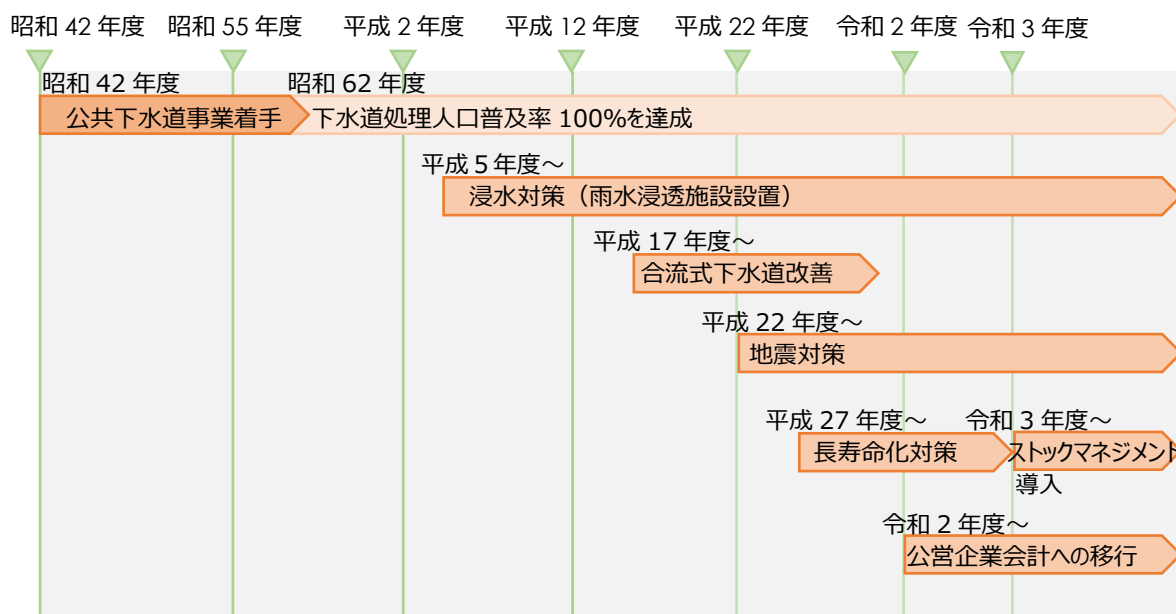


図 1-5 調布市下水道における主要施策

4) 調布市下水道総合計画の策定

下水道処理人口普及率100%の達成から約25年が経過した平成23(2011)年3月に、個々の下水道施策や事業を総括し、中長期的な視点に立った下水道事業を展開していくため、平成23(2011)年度から令和2(2020)年度までの10か年を計画期間とする「調布市下水道総合計画」を策定しました。

表 1-1 調布市下水道総合計画の体系

基本理念	環境とくらしを守る下水道	
基本方針	重点施策	目 標
安全・安心のまちを支える下水道	・ 管路施設の耐震対策	・ 重要度に応じた下水道管路施設の耐震化
	・ 台風等の大雨に対する浸水対策	・ 効果的な浸透施設設置による浸水被害の軽減
豊かな自然環境を守る下水道	・ 合流式下水道の改善対策	・ 分流式下水道と同等以下の汚濁負荷量にするため放流水の基準値の達成
	・ 下水道資源の利活用検討	・ 未処理下水の放流回数の半減による公衆衛生上の安全確保 ・ 除去施設の設置による河川等に放流されるきょう雑物の削減 ・ 雨水浸透による地下水涵養 ・ 雨水のトイレ用水等への利用 ・ 下水汚泥の利活用
持続可能で効率的な下水道	・ 下水道施設の長寿命化対策	・ 管路施設の予防保全的な管理 ・ 仙川汚水中継ポンプ場の予防保全的な管理
	・ 効率的な下水道事業の経営	・ 下水道台帳管理システムによる効率的な業務(事務)の実施

1.2 策定の背景

1) 下水道施設の老朽化

(1) 下水道施設の経過年数

調布市の管路の経過年数を延長別に見ると、31年～40年経過する管路が54.0%と半数以上を占めており、また、経過年数が41年以上となる管路は全体の33.7%となっています。

表 1-2 経過年数別管路延長一覧表

管径区分	合流式 (km)	分流式 雨水 (km)	分流式 汚水 (km)	管路延長 (km)	割合
10年以下	16.60	2.06	0.28	18.94	3.4%
11年～20年以下	30.36	2.20	0.97	33.53	6.0%
21年～30年以下	15.78	0.61	0.08	16.46	2.9%
31年～40年以下	271.15	17.09	13.46	301.70	54.0%
41年以上	184.70	3.28	0.27	188.26	33.7%
総延長	518.59	25.24	15.06	558.89	100.0%

※平成29(2017)年3月31日時点。経過年数が不明な管路は前後の管路から年数を推定。

出典：調布市下水道事業ストックマネジメント計画検討業務委託報告書 平成30(2018)年3月（一部修正）

管渠の標準耐用年数50年を超える割合は、およそ10年後の令和10(2028)年度に約3割、およそ20年後の令和20(2038)年度に約9割となり、老朽化が急速に進行します。

仙川汚水中継ポンプ場についても、昭和52(1977)年度の完成から40年以上経過し、老朽化が進行しています。

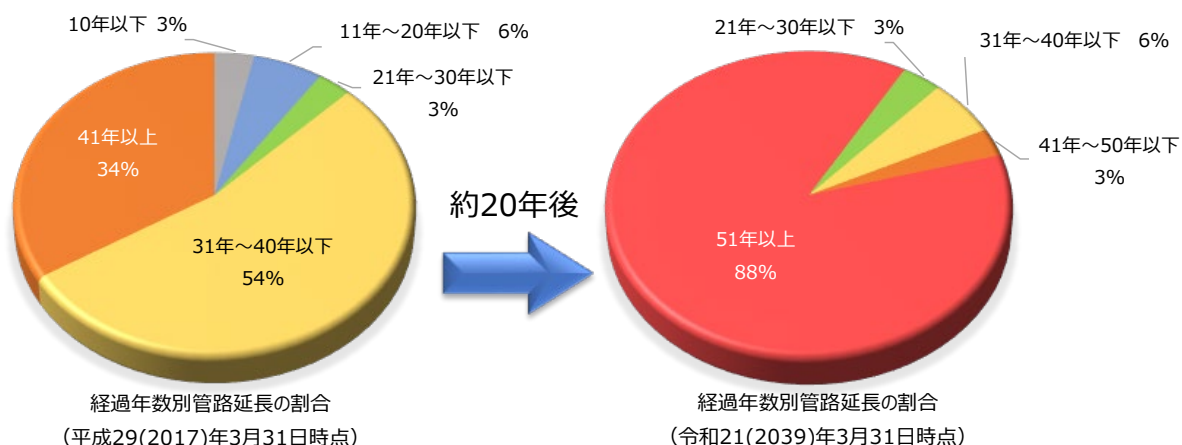
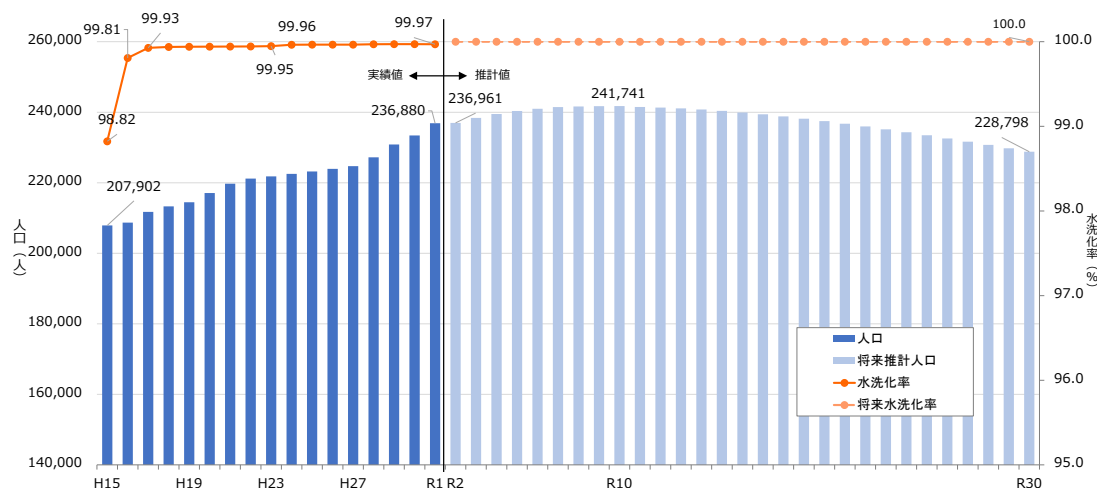


図 1-6 経過年数別管路延長の割合

2) 中長期的な人口減少の見通し

調布市将来人口推計(平成 30(2018)年 3 月策定)に基づく、令和 10(2028)年度の 24 万 1,741 人をピークに、人口が減少していく見込みです。

水洗化率は 99.97%(令和 2(2020)年 3 月 31 日時点)に達していることから、人口減少や節水技術の進歩に伴い、中長期的な下水道使用料収入も減少していく見込みです。



※ 将来推計人口は、平成 29 年 10 月 1 日時点の男女別・年齢別人口(外国人を含む)を基準人口として使用。なお、令和 2 年 10 月 1 日時点の実際の人口は 23 万 7,636 人。

図 1-7 人口と水洗化率の推移

3) 頻発する異常気象・災害

近年は、全国各地で大規模な震災や、台風や豪雨による風水害が頻発しており、気候変動への適応、激甚化する災害への備えの重要性が更に増加しています。

表 1-3 平成 23(2011)年の東日本大震災以降の主な災害
(激甚災害指定となったもの及び市内の浸水被害履歴から一部を抽出)

風水害	震災	市内で浸水被害が発生した主な災害
平成 23 年 8 月台風第 12 号(紀伊半島豪雨)	平成 23 年 3 月東日本大震災 平成 23 年 3 月長野県北部地震	平成 23 年 8 月 26 日集中豪雨
		平成 25 年 9 月台風第 18 号
平成 26 年 8 月豪雨(広島市豪雨土砂災害)		平成 26 年 6 月 24 日降ひょう
平成 27 年 9 月関東・東北豪雨		
	平成 28 年 4 月熊本地震	
平成 29 年 7 月九州北部豪雨		平成 29 年 8 月 19 日集中豪雨 平成 29 年 10 月台風第 21 号
平成 30 年 7 月西日本豪雨	平成 30 年 9 月 北海道胆振東部地震	平成 30 年 3 月 9 日大雨 平成 30 年 8 月 13 日大雨
令和元年 8 月九州北部豪雨 令和元年 9 月台風第 15 号(房総半島台風) 令和元年 10 月台風第 19 号(東日本台風)		令和元年 10 月台風第 19 号
令和 2 年 7 月豪雨		

出典：気象庁ホームページ・調布市ホームページ「市内浸水風害箇所一覧」（一部修正）

4) SDGs(エスディージーズ)の達成に向けた取組の推進

(1) SDGs の概要

SDGs(Sustainable Development Goals；持続可能な開発目標)とは、平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて、日本を含む全193か国の合意により採択された国際社会全体の共通目標です。平成28(2016)年から令和12(2030)年までの間に達成すべき17のゴール(目標)と、それに連なり具体的に示された169のターゲットから構成されています。

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、先進国・開発途上国を問わず、公共・民間各層のあらゆる関係者が連携しながら、世界全体の経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととされており、多くの国でSDGsの達成に向けた取組が行われています。



図 1-8 SDGs の 17 の目標

出典：国際連合広報センターホームページ

日本では、平成28(2016)年12月にSDGs実施指針が策定され、自治体においても、各種計画、戦略の策定等に当たってSDGsの要素を最大限反映することを奨励するとともに、関係団体等との連携強化などにより、SDGsの達成に向けた取組を推進していくことが求められています。さらに、自治体においてSDGsの推進に取り組むことにより、経済・社会・環境の三側面からの統合的な取組などを通じた地域の一層の活性化が図られ、地方創生につながるとして、平成30(2018)年6月に示された国の地方創生の基本方針である「まち・ひと・しごと創生基本方針」の中にもSDGs達成のための取組が位置付けられました。

調布市においても、令和元(2019)年度に策定した調布市基本計画において、計画とSDGsの関係を示しています。

(2) 調布市下水道ビジョンとSDGsの関係

SDGsの目標のうち下水道に主に関連のあるものは、「6 安全な水とトイレを世界中に」、「11 住み続けられるまちづくりを」、「13 気候変動に具体的な対策を」、「14 海の豊かさを守ろう」の4つです。

SDGsの目標を達成するため、調布市下水道ビジョンとSDGsの関係を明確化します。

6 安全な水とトイレ
を世界中に



(水・衛生) すべての人々の水と衛生の利用可能性と
持続可能な管理を確保する

→下水道の機能を維持し、公共用水域の水質を保全することで、健全な水循環と良好な水環境の創出に貢献します。

11 住み続けられる
まちづくりを



(持続可能な都市) 包摂的で安全かつ強靱(レジリエ
ント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する

→都市のライフラインとしての下水道の機能を維持し、快適な生活環境の維持、自然環境の保全に貢献します。

13 気候変動に
具体的な対策を



(気候変動) 気候変動及びその影響を軽減するた
めの緊急対策を講じる

→近年頻発する想定を超える集中豪雨等による浸水発生に対し、浸水原因に応じた対策を関係機関と連携して実施し、気候変動による影響への適応策を構築していきます。

14 海の豊かさ
を守ろう



(海洋資源) 持続可能な開発のために海洋・海洋資源
を保全し、持続可能な形で利用する

→合流式下水道の雨天時放流水の水質調査を継続するとともに、水再生センターを管理する東京都と連携し、豊かな東京湾の創出に貢献します。

※ 第4章「主要な施策」においても施策分類ごとに関連するSDGsの目標アイコンを記載しています。

5) 国の施策展開

国は、平成 26(2014)年度に中・長期的な施策を見据えた「新下水道ビジョン」を策定し、平成 29(2017)年度には、新下水道ビジョン策定以降の社会情勢の変化等を踏まえ、加速して推進すべき施策をまとめた「新下水道ビジョン加速戦略」を策定しました。

表 1-4 調布市下水道総合計画(平成 23(2011)年 3 月策定)以降の主な施策展開(国)

名 称	期 間	概 要
新下水道ビジョン 国土交通省 (平成 26 年 7 月策定)	長期/中期 (10 年程度)	➢ 持続的な発展が可能な社会の構築に貢献することが使命 ➢ 「循環のみち下水道の成熟化」を新下水道ビジョンとし、平常時・非常時における適切なマネジメント等により、下水道を持続・進化させるための中期計画を提示
新下水道ビジョン加速戦略 国土交通省 (平成 29 年 8 月策定)	中期 (今後 5 年程度)	➢ 新下水道ビジョン策定以降の下水道をめぐる社会情勢の変化等を踏まえ早急に実施すべき 8 つのテーマを選定 ①官民連携の推進 ⑤水インフラの輸出促進 ②下水道の活用による付加価値向上 ⑥防災・減災の推進 ③汚水処理システムの最適化 ⑦ニーズに適合した下水道産業の育成 ④マネジメントサイクル確立 ⑧国民への発信
公営企業会計の適用推進要請 総務省 (平成 27 年 1 月通知)	令和 2 年 4 月 まで	➢ 経営、資産等の正確な把握により経営の見える化を進めることで経営基盤の強化及び財政マネジメントの向上を図るため、人口 3 万人以上の団体に対し公営企業会計の適用を要請
経営戦略の策定推進要請 総務省 (平成 28 年 1 月通知)	令和 2 年度 まで	➢ 将来にわたり安定的に事業を継続していくため、10 年以上の投資・財政計画や効率化・経営健全化のための取組方針を記載した、中長期的な経営の基本計画である経営戦略の策定推進を要請

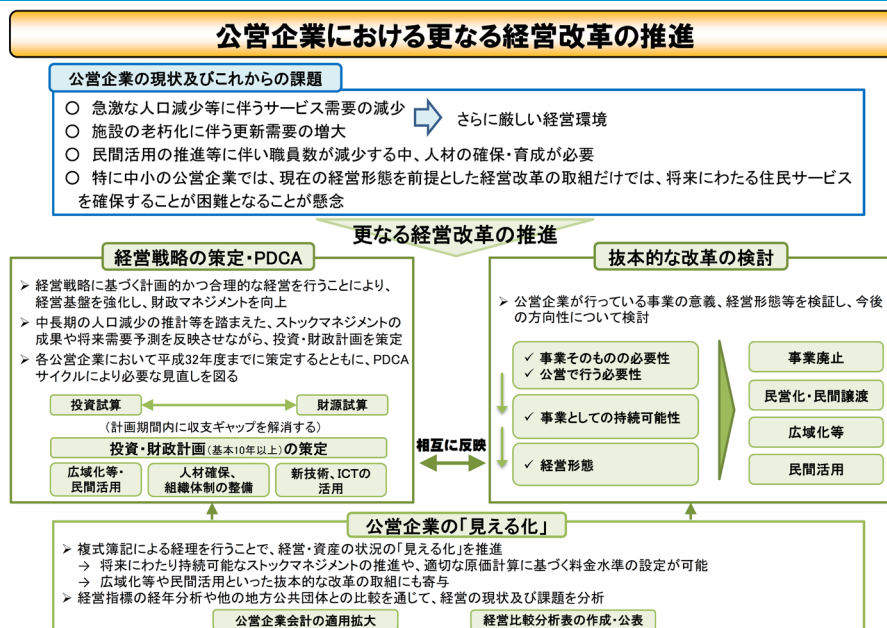


図 1-9 公営企業における更なる経営改革の推進

出典：総務省ホームページ

6) 東京都の施策展開

東京都では、下水道サービスの更なる向上に取り組むため、事業運営の指針となる「東京都下水道事業経営計画 2016」を策定しています。

また、豪雨対策基本方針、気候変動適応方針を策定し、豪雨災害や気候変動への対応策を打ち出しています。

表 1-5 調布市下水道総合計画(平成 23(2011)年 3 月策定)以降の主な施策展開(都)

名 称	期 間	概 要
東京都下水道事業 経営計画 2016 東京都下水道局 (平成 28 年 2 月) ※令和 2 年度改定予定	平成 28 年度～ 平成 32 年度 (令和 2 年度)	➤ 「東京 2020 大会の開催」と「その後の東京のあり方」を見据え将来にわたる東京の持続的発展を実現すべく、下水道サービスの更なる向上に取り組むための事業運営の指針を策定 ➤ 3 つの経営方針を設定 ①お客様の安全を守り、安心で快適な生活を支える ②良好な水環境と環境負荷の少ない都市の実現に貢献 ③最少の経費で最良のサービスを安定的に提供
東京都豪雨対策基本方針 (改定) 東京都総合治水対策協議会 (平成 26 年 6 月策定)	流域ごとの 計画の中で 期間を設定	➤ 概ね 30 年後の豪雨対策の目標降雨を設定 ➤ 河川・下水道の整備において、「対策強化流域」「対策強化地区」を設定(野川流域は対策強化流域に該当) ➤ 本方針に基づき野川流域豪雨対策計画が改定(平成 31 年 3 月) ➤ 本方針に基づく 2020 年以降の行動計画として「東京都豪雨対策アクションプラン」策定(令和 2 年 1 月)
東京都気候変動適応方針 東京都環境局 (令和元年 12 月策定)	今後策定する 計画の中で 期間を設定	➤ 令和 32 年度に CO₂ 排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京戦略」の重点的対策分野の一つとして策定 ➤ 気候変動適応法の施行(平成 30 年 12 月)も踏まえ策定 ➤ 自然災害の分野では、最先端技術の活用や都市施設の整備など、ハード・ソフトの重層的な備えにより都民の生命・財産を守る ➤ 近年の台風大型化や豪雨の頻度増加に対処するため、施策の更なるレベルアップを図る

減災対策の主な内容

- 雨水の流出を抑える「流域対策」の強化
 - ・ 公共施設における一時貯留施設等の設置に対する支援を検討
- 「家づくり・まちづくり対策」及び「避難方策」
 - ・ 地下街、鉄道等の管理者間の連携方策を大規模地下街の浸水対策計画に反映
 - ・ 東京アメツウの再構築に合わせ、最新型レーダーを新たに導入し、降雨の観測精度を向上させ、きめ細かな降雨情報を配信



図 1-10 東京都豪雨対策基本方針(改定)における減災対策の主な内容

7) 調布市の上位計画・関連計画

調布市下水道総合計画の策定以降、調布市の上位計画・関連計画についても計画の更新がありました。下表では主なものを取り上げています。

表 1-6 調布市の上位計画・関連計画の更新

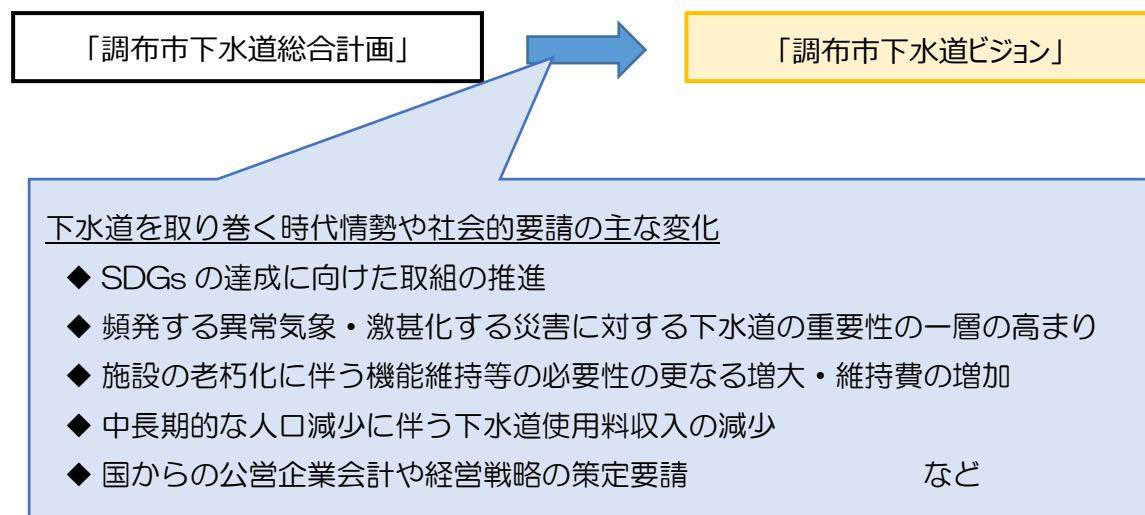
計画名	調布市基本計画 (令和元年度策定) 計画期間：令和 4 年度まで	調布市都市計画マスタープラン 改定版(平成 26 年度改定) 計画期間：令和 4 年度まで
理念・将来像 目的等	【まちの将来像】 「みんなが笑顔でつながる・ぬくもりと輝きのまち調布」	【将来都市像】 「住み続けたい緑につつまれるまち 調布」
方針等	【5 つの重点プロジェクト】 防災・防犯の面で安全・安心に暮らせるまち 子ども・若者の健やかな成長・自立を支援し、子育てしやすいまち 高齢者・障害者にやさしいだれもが安心して住み続けられるまち にぎわいと交流のある活気に満ちたまち 人と自然が共生するうおいのあるまち	【まちづくりの基本方針】 交 通：快適に、安全に“動く” 環 境：水と緑に“憩う” 福 祉：人々の心かよう“福祉” 防 災：住み良いまちを“まもる” 住 環 境：うおいとくつろぎをもって“住まう” 景 観：みんなが誇れる“風景” 地域活性化：にぎわいあふれる“魅力”
下水道事業との 関連性	まちの将来像につながる 8 つの基本目標のうち ①共に助け合い、安全・安心に暮らすために の中の「災害に強いまちづくり(施策 01)」 ⑧環境にやさしく、自然と共生するために の中の「快適な生活環境づくり(施策 29)」に下水道事業を主に位置づけている	まちづくりの基本方針に関する施策の中で、主に交通(都市計画道路の整備、生活道路等の整備)環境(湧水・地下水・雨水の確保、循環型都市の創造)防災(災害に強い都市基盤整備)と結びつきが深い
計画名	調布市環境基本計画 (平成 27 年度策定) ※令和 2 年度改定予定 計画期間：令和 7 年度まで	調布市公共施設等総合管理計画 (平成 28 年度策定) 計画期間：令和 28 年度まで
理念・将来像 目的等	【目指す環境の将来像】 未来に続く、緑と水あふれるほっとするまち 調布 ー私を守る地域、私が育む調布の自然と暮らしー	【計画の目的】 公共施設等を取り巻く環境は今後一層厳しくなることが予想される中であっても、質の高い市民サービスを将来に渡り提供できる「持続可能な市政運営」の確立を目指す
方針等	【5 つの基本目標】 ① 豊かな緑と水や多様な生物を育むまち ② 人と環境が調和する快適で美しいまち ③ 安心して暮らせる生活環境が確保されるまち ④ 低炭素で循環型の社会の形成を目指し実現するまち ⑤ みんなの力でより良い環境を目指すまち	【インフラマネジメントの基本方針】 ①計画的で適切な維持管理の推進 ②長寿命化によるライフサイクルコストの縮減 ③民間活力等の活用
下水道事業との 関連性	目標①の施策のうちの「水辺環境の保全・再生」 目標③の施策のうちの「水質汚濁の防止」 目標④の施策のうちの「地球温暖化への適応」で環境指標を設定	インフラマネジメントには下水道のほか、道路・橋りょう・公遊園等が該当

1.3 策定の目的

「調布市下水道総合計画」の策定後 10 年間に、世界全体の経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むための目標(SDGs)が掲げられ、日本を含む多くの国でその達成に向けた取組が進められています。国内では、頻発する異常気象や激甚化する災害に対する下水道の重要性が一層高まるとともに、施設の老朽化に伴う機能維持等の必要性が更に増大しています。また、今後の維持費の増加や中長期的な人口減少に伴う下水道使用料収入の減少が予想される中、令和 2(2020)年度より、会計制度を官庁会計から公営企業会計へ移行し、限られた経営資源を有効に活用した事業運営(マネジメント)への転換を進めています。

次期下水道総合計画策定にあたっては、調布市下水道総合計画のこれまでの達成状況を踏まえつつ、財政シミュレーションをはじめ今後の経営状況の分析を行うとともに、調布市下水道を取り巻く時代情勢や社会的要請の変化を受けた取組や長期的検討事項を明示し、持続的な下水道事業を推進するため、「調布市下水道ビジョン」に名称を改めました。

「調布市下水道ビジョン」では、「調布市下水道総合計画」の達成状況を踏まえ、下水道を取り巻く時代情勢や社会的要請の変化に対応した調布市下水道事業の新たな方向性を示すことを目的とします。



1.4 下水道ビジョンの位置付け

調布市下水道ビジョンは、「調布市基本計画」を上位計画とし、国や東京都の直近の計画・方針等を踏まえ、密接な関係にある「調布市環境基本計画」、「調布市都市計画マスタープラン」等の関連計画と相互に連携させながら、今後の下水道事業の基本方針や施策の方向性を整理し、下水道分野の総合的かつ計画的な取組を図るマスタープランとして策定します。

また、国における「新下水道ビジョン加速戦略」、「東京湾流域別下水道整備総合計画基本方針」、東京都における「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」、「東京都下水道事業経営計画2016」、「東京都気候変動適応方針」などを上位計画として位置付けています。

調布市下水道ビジョンは、経営基盤の強化及び財政マネジメントの向上につなげるべく、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」としても位置付けています。

※ 経営戦略については、110ページのコラム5参照

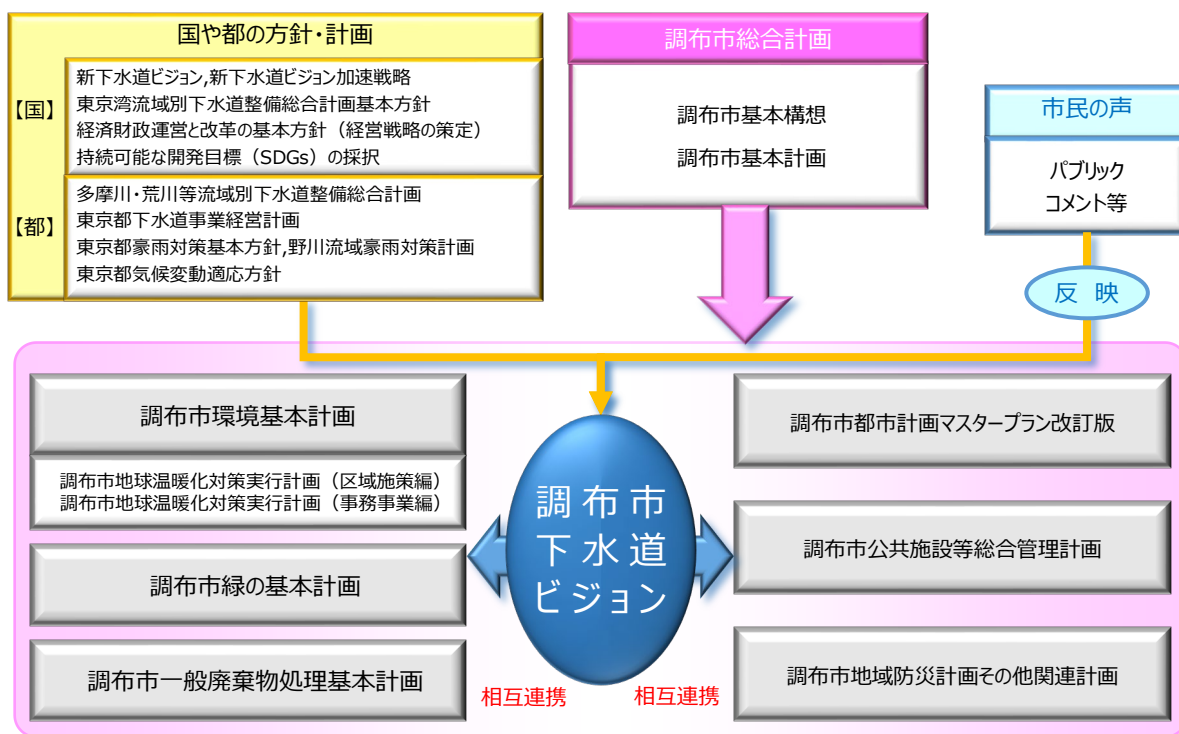


図 1-11 調布市下水道ビジョンの位置付け

1.5 計画期間と計画の進行管理

調布市下水道ビジョンは、今後 30 年間の投資・財政シミュレーションによる検討を通じ、令和 3(2021)年度から令和 12(2030)年度までの 10 年間を計画期間とします。また、計画期間後の長期的検討事項も記します。

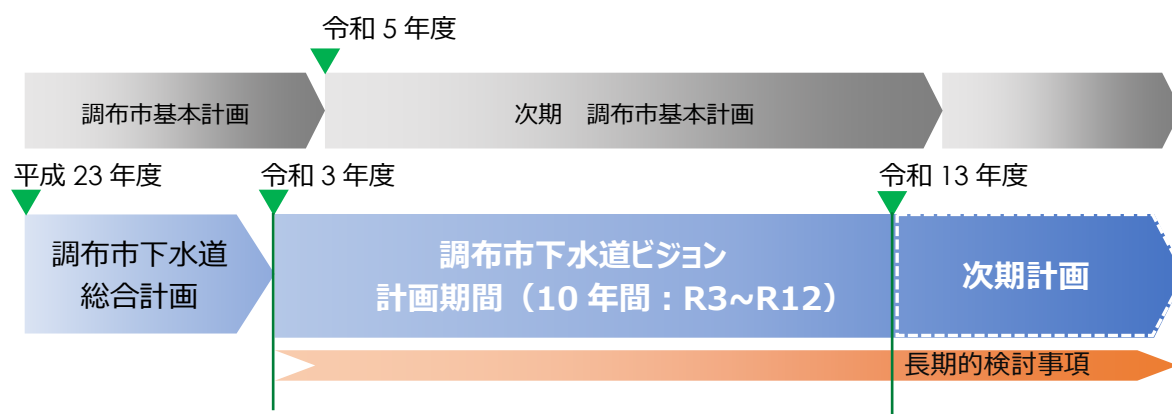


図 1-12 調布市下水道ビジョンの計画期間

本ビジョンの実現にあたっては、緊急性・重要性・財政状況・費用対効果等を勘案しつつ予算の確保を目指します。

本ビジョンに定められた施策について、市民・事業者・市がそれぞれの立場から着実に取組を進めていきます。市民・事業者の参加と協働の取組については、第 4 章「主要な施策」の「4.2 参加と協働の取組」に記載しています。

本ビジョンに基づく取組の進捗状況は、第 4 章「主要な施策」に定める目標達成度を評価・検証し、定期的に進捗管理を行い、報告書として公表します。

社会・経済の情勢など本ビジョンを取り巻く状況の変化により見直しを行う必要がある場合は、随時本ビジョンの見直しを行います。なお、本ビジョンの第 5 章「投資・財政計画」は、計画と実績のかい離を検証するため、計画期間の中間となる令和 7(2025)年度に、本ビジョンとは別に見直しを行います。

コラム 1

流域下水道と合流式下水道のしくみ



流域下水道の概要

流域下水道は都道府県が事業主体となり、複数の市町村の汚水を集め、共同の下水処理場で処理する事業です。流域下水道区域では、都道府県が流域下水道幹線及び下水処理場など基幹施設を、市町村が各家庭から流域下水道幹線までの施設を設置・管理しています。

なお、東京都では下水処理場を「水再生センター」と呼んでいます。

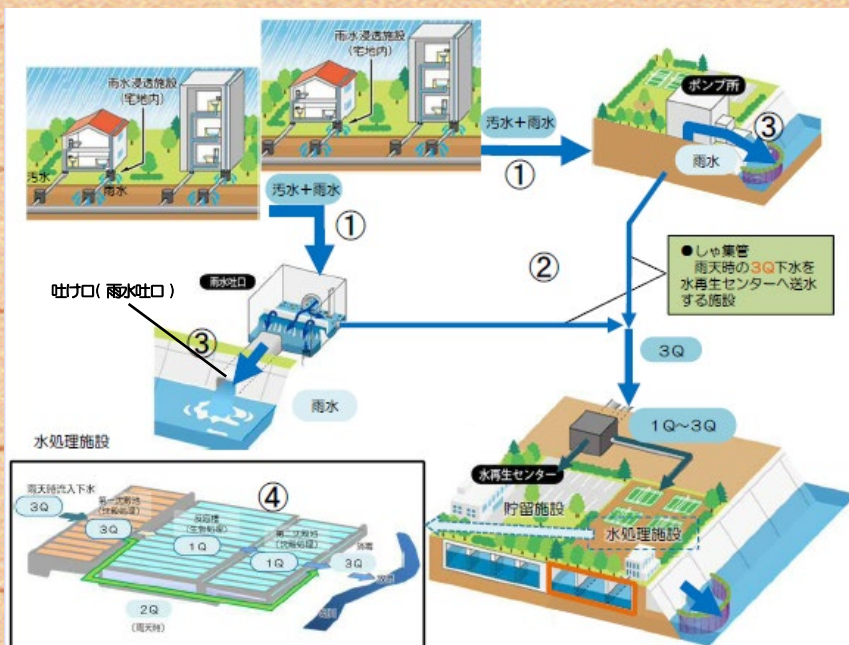


図 都市の水循環 / 出典：東京都ホームページ

合流式下水道のしくみ

「汚水」と「雨水」を一つの下水道管に流す合流式下水道では、晴天の日と弱い雨の日には、下水の全量を水再生センターに集めて処理しますが、強い雨が降ると、市街地を浸水から守るため、汚水まじりの雨水を河川沿いの吐き口から河川や海などに放流します。

図 合流式下水道のしくみ
出典：東京都ホームページ
(一部修正)



【雨天時の水の流れ】

- ①汚水と雨水が一つの下水道管に集められます。
- ②水再生センターでは、晴天時の汚水量(1Q)の3倍(3Q)までを処理することができるので、3Q分までは水再生センターに集め処理しています。
- ③強い雨が降ると、市街地を浸水から守るため、3Qを上回る汚水まじりの雨水を、途中にある吐き口から河川や海などに放流します。
- ④水再生センターでは、晴天時の汚水量(1Q)までは生物処理を行い、それを上回る2Q分については、沈殿処理をした後、消毒処理を行い放流します。

※1 「下水道施設計画・設計指針と解説」では、水再生センターで生物処理すべき処理能力(施設規模)を晴天時の計画汚水量(1Q)と定めています。

※2 雨天時には下水道管の中は、雨水量が汚水量(1Q)の約70倍(1時間50mm降雨の場合)となるため、水再生センターで全量を処理することは不可能となります。

晴天時の吐き口



雨天時の吐き口



汚水まじりの
雨水の放流

図 吐き口の様子

出典：東京都ホームページ